

群馬県専用水道事務処理要領

I 総則

(目的)

第1 本要領は、水道法(昭和32年法律第177号、以下「法」という)第3条第6項で定める専用水道の適正な管理を確保するため、事務処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要領の用語の定義は、次のとおりとする。

【 専用水道 】

法第3条第6項に規定される水道。

【 業務委託 】

法第34条第1項により定められた業務委託。

【 専用自家水道 】

群馬県小水道条例第2条第6項に定める水道。

【 水道技術管理者 】

専用水道の設置者が、法第19条に基づき選任する、水道の管理について技術上の業務を担当する者。

【 受託水道業務技術管理者】

業務の委託を受けた者が、法第23条の3に基づき選任する、水道の管理について技術上の業務を担当する者。

【 保健所 】

専用水道の所在地を管轄する県の保健福祉事務所(保健所)。

(対象施設)

第3 本要領の対象施設は、県内に設置する専用水道とする。ただし、国が設置する専用水道及び市域に設置された専用水道を除く。

II 専用水道の設置・増設・改造

(布設工事の確認申請)

第4 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条の施設基準に適合するものであることについて知事の確認を受けなければならない。

2 前項の確認申請をする者は、群馬県水道法施行細則(以下、「法施行細則」という。)で定める専用水道布設工事設計確認申請書(細則様式第11号)に、工事設計書その他国土交通省令に定める書類(図面を含む。)を添え、知事に申請しなければならない。

3 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 一日最大給水量($\text{m}^3/\text{日}$)及び一日平均給水量($\text{m}^3/\text{日}$)
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

- (4) 水道施設の概要
- (5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (8) その他国土交通省令で定める事項

(確認申請書記載事項の変更)

第5 専用水道布設工事設計確認申請者(以下、「確認申請者」という。)は、当該専用水道の布設工事中に第4に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、法施行細則で定める確認申請書記載事項変更届(細則様式第12号)により、すみやかに知事に届け出なければならない。

2 前項の記載事項変更届の提出を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 水道事務所の所在地

(施設基準適合の通知)

第6 知事は、布設工事設計確認申請書を受理した場合において、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは群馬県指令書(要領様式第1号)により、その旨を申請者に通知するものとする。また、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断できないときは、書面により、その適合しない理由、又はその判断をすることができない理由を申請者に通知するものとする。

(給水開始前届の提出)

第7 専用水道設置者(以下、「設置者」という。)は、専用水道施設の竣工(新設、増設又は改造)後、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、水質検査及び施設検査を行い、法施行細則で定める給水開始前届(細則様式第7号)により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

Ⅲ 専用水道の変更

(設置者及び水道技術管理者の変更)

第8 設置者は、給水開始後に次に掲げる事項に変更が生じた場合には、別表第1に定める書類を添えて専用水道変更届(要領様式第2号)により、すみやかに知事に届け出るものとする。

- (1) 専用水道の設置者に関する事項
- (2) 水道技術管理者に関する事項
- (3) その他、知事が必要と認める事項

IV 専用水道の休止・廃止及び再開

(専用水道の休止・廃止)

第9 設置者は、次に掲げる場合には、専用水道休止届(要領様式第3号)により、すみやかに知事に届け出るものとする。

- (1) 専用水道の一部を休止するとき
- (2) 専用水道の全部を休止する場合であって、休止期間が決定しているとき

第10 設置者は、次に掲げる場合には、専用水道廃止届(要領様式第4号)により、すみやかに知事に届け出るものとする。

- (1) 専用水道を廃止するとき
- (2) 専用水道の全部を休止する場合であって、再開の目処がたたないとき

(専用水道の再開及び再設置)

第11 設置者は、休止中の専用水道の全部又は一部を再開する場合には、専用水道再開届(要領様式第5号)により、すみやかに知事に届け出るものとする。

第12 設置者は、第10(2)により廃止した専用水道施設を布設工事することなく使用して給水を再開したい場合、専用水道設置届(要領様式第7号)の提出等により、専用水道を再設置することができるものとする。なお、再設置にあたって布設工事の必要がある場合は、あらかじめ保健所へ相談すること。

IV 業務委託

(業務委託開始(失効)届の提出)

第13 設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したとき、又は委託に係る契約が効力を失ったときは、法施行細則で定める業務委託開始(失効)届(細則様式第10号)により、知事に届け出なければならない。

(業務委託開始届記載事項の変更)

第14 設置者は、次に掲げる業務委託開始届の記載事項に変更が生じた場合には、業務委託届記載事項変更届(要領様式第6号)により、知事にすみやかに届け出るものとする。

- (1) 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 受託水道業務技術管理者の氏名
- (3) 委託した業務の範囲
- (4) 契約期間

IV その他

(既存施設が専用水道に該当する場合の届出)

第15 設置者は、専用自家水道等の既存の水道施設が、水道法の改正等により専用水道に該

当することを知ったときは、専用水道設置届(要領様式第7号)により、すみやかに知事に届けるものとする。なお、この要領の施行前に提出された専用水道届出書(平成21年11月4日付け衛第612-4号衛生食品課長通知「既存の水道施設が専用水道に該当した場合の手続きについて」)については、この要領の施行後において、専用水道設置届とみなす。

(設置届の確認通知)

第16 知事は、専用水道設置届を受理した場合において、当該既存施設が専用水道に該当し、法第5条の施設基準に適合することを確認したときは専用水道設置届確認通知書(要領様式第8号)により、その旨を設置者に通知するものとする。

(書類の経由)

第17 この実施要領の規定により知事に提出すべき申請書又は届出書は、正副2通とし所管保健所長を経由しなければならない。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 専用水道の設置者に変更が生じたとき | 変更の内容が確認できる書類 |
| (2) 水道技術管理者に変更が生じたとき | 水道技術管理者の要件を満たすことを確認する書類 ※法第25条第1項及び法第34条第2項の規定により資格要件が適用除外となる場合は、添付書類3に代えて、適用除外の要件を満たすことを説明する書類を添付すること。 |

給水開始前届

年 月 日

群馬県知事 へ

水道事業者住所
（専用水道の設置者住所）

水道事業者氏名
（専用水道の設置者氏名）

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

水道技術管理者氏名
（全部委託の場合は省略可）

年 月 日群馬県指令第 号により経営の認可（布設工事設計に関する確認）を受けた水道事業（専用水道）の給水の開始について、水道法第13条第1項（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 水道事業（専用水道）の名称
- 2 給水開始予定年月日
- 3 給水を開始する施設

添付書類

- 1 水質試験の結果
- 2 施設検査の結果
- 3 水道技術管理者の要件を満たすことを確認する書類
※法第25条第1項及び法第34条第2項の規定により資格要件が適用除外となる場合は、添付書類3に代えて、適用除外の要件を満たすことを説明する書類を添付すること。
※水道法第24条の3（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定により業務の全部又は一部を委託した場合は、業務委託開始届（様式第10号）を同時に提出すること。

業務委託開始（失効）届

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日群馬県指令第 号により経営の認可（布設工事設計に関する確認）を受けた水道事業（専用水道）の管理に関する技術上の業務について委託したので、水道法第 24 条の 3 第 2 項（同法第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

- 1 水道事業（専用水道）の名称
- 2 水道事業者（専用水道設置者）の氏名又は名称
- 3 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 当該契約が効力を失ったときは、その理由

添付資料

- 1 水道法施行令第 9 条第 3 号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が施設基準に適合するものであること
についての確認を受けたいので、水道法第 33 条第 1 項の規定により関係書類を添えて
申請します。

1 専用水道の名称

2 水道事務所の所在地

添付書類

- 1 工事設計書（水道法第 33 条第 4 項に掲げる事項を記載）
- 2 水道法施行規則第 53 条に掲げる書類及び図面

確認申請書記載事項変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日群馬県指令第 号により布設工事設計に関する確認を受けた専用水道に係る確認申請書の記載事項について変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

1 専用水道の名称

2 変更事項（申請者の住所及び氏名 ・ 水道事務所の所在地）

変更前

変更後

3 変更理由

4 変更年月日

専用水道変更届

年 月 日

群馬県知事 へ

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道について下記のとおり変更したので、群馬県専用水道事務処理要領第8の規定により、届け出ます。

1 基本情報

(1) 専用水道の名称

(2) 設置時の申請・届出種別

- 布設工事設計確認申請 (年 月 日付群馬県指令第 号)
- 専用水道設置届 (年 月 日付食生衛第 号)
- 専用水道届出書 (年 月 日提出)

2 変更の詳細

| 変更年月日 | 年 月 日 | |
|-------|-------|---|
| 変更事項 | 旧 | 新 |
| | | |
| 変更理由 | | |

専用水道休止届

年 月 日

群馬県知事 へ

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記の専用水道について（全部・一部）休止しましたので、群馬県専用水道事務処理要領第9の規定により、届け出ます。

1 基本情報

(1) 専用水道の名称

(2) 設置時の申請・届出種別

- 布設工事設計確認申請（ 年 月 日付群馬県指令第 号）
- 専用水道設置届（ 年 月 日付食生衛第 号）
- 専用水道届出書（ 年 月 日提出）

2 休止の詳細

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 休止した日 | 年 月 日 |
| 休止期間 又は 再開予定日 | |
| 休止の理由 | |
| 専用水道の一部 を休止する場 合、休止する施 設の詳細 | |

添付資料

- ・ 一部を休止する場合、休止する施設の詳細がわかる図面等

専用水道廃止届

年 月 日

群馬県知事 へ

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記の専用水道について（廃止 ・ 無期限の休止）としましたので、群馬県専用水道事務処理要領第10の規定により、届け出ます。

1 基本情報

(1) 専用水道の名称

(2) 設置時の申請・届出種別

- 布設工事設計確認申請（ 年 月 日付群馬県指令第 号）
- 専用水道設置届（ 年 月 日付食生衛第 号）
- 専用水道届出書（ 年 月 日提出）

2 廃止又は無期限の休止の詳細

| | |
|-----------------|-------|
| 廃止又は無期限の休止とした日 | 年 月 日 |
| 廃止又は無期限の休止とした理由 | |

専用水道再開届

年 月 日

群馬県知事 へ

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道を次のとおり再開したので、群馬県専用水道事務処理要領第11の規定により、届け出ます。

1 基本情報

(1) 専用水道の名称

(2) 設置時の申請・届出種別

布設工事設計確認申請 (年 月 日付群馬県指令第 号)

専用水道設置届 (年 月 日付食生衛第 号)

専用水道届出書 (年 月 日提出)

2 水道技術管理者の氏名

3 再開した年月日

4 一部のみ再開する場合、再開する施設の詳細

要領様式第5号

添付書類

- 1 水質検査の結果
- 2 施設検査の結果
- 3 水道技術管理者の要件を満たすことを確認する書類
※ 休止前と変更がない場合は省略できる。
- 4 一部のみ再開する場合、再開する施設の詳細がわかる図面等

業務委託届記載事項変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

____年 ____月 ____日に業務委託開始届を提出した下記の専用水道における業務委託内容に変更が生じたので、群馬県専用水道事務処理要領第14の規定により、届け出ます。

(専用水道の名称)

(業務委託変更内容)

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（変更前）

（変更後）

- 2 受託水道業務技術管理者の氏名

（変更前）

（変更後）

- 3 委託した業務の範囲

（変更前）

（変更後）

- 4 契約期間

（変更前）

（変更後）

要領様式第6号

添付資料（該当するものを用意すること。）

- 1 変更の内容が確認できる書類
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

専用水道設置届

年 月 日

群馬県知事 へ

設置者の住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり専用水道を届出ます。

| | |
|-------------------|---|
| 専用水道の名称 | |
| 給水開始年月日 | 年 月 日 |
| 水道施設の所在地 | |
| 水道技術管理者の氏名 連絡先 | 電話番号： 緊急時の連絡先： |
| 1日最大給水量 | m ³ /日 (うち生活用： m ³ /日) |
| 居住人口 | 計画居住人口 人、現在居住人口 人 |
| 居住以外の利用者数 | 利用者数：最大 人、平均 人 |
| 水道施設の概要 | 別紙のとおり |
| 居住以外の利用者数 | 表流水 ・ 浅井戸 ・ 深井戸 ・ 湧水 ・ 伏流水 浄水受水 ・ その他 () |
| 原水及び給水栓における水質試験結果 | 別添 |
| 水道施設の位置 | 別添 |
| 水道施設の規模及び構造 | 別添 |
| 浄水方法 | (1) 滅菌のみ (2) その他浄水施設 ※急速ろ過、除鉄、除マンガン等 〔 〕 |

※添付書類

- (1) 施設の概略図
- (2) 水源、取水施設、浄水施設等の水道施設の位置を示した地図
- (3) 水源、取水施設、浄水施設等の水道施設の周辺の概況を明らかにする地図
- (4) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (5) 送水管、配水管及び給水管の配置状況を明らかにする平面図及び断面図
- (6) 原水水質試験（水質基準全項目のうち消毒副生成物を除く）及び給水栓における水質試験（水質基準全項目及び残留塩素）の結果書
- (7) 水道技術管理者の要件を満たすことを確認する書類

※法第25条第1項及び法第34条第2項の規定により資格要件が適用除外となる場合は、省略できる。

※業務の全部又は一部を委託した場合は、業務委託開始届を同時に提出すること。

要領様式第7号

(要領様式第7号 別紙) 水道施設の概要

| | | | | |
|------------------|-------------------------|---------------------|------------------------|--|
| 専用水道の名称 | | | | |
| 水 源 | 表流水の場合 | 河川名： | | |
| | 井戸の場合 | 口径 | m、 深さ m | |
| | 浄水受水の場合 | 水道事業者名： | | |
| | 水源水量の概算 | m ³ / 日 | | |
| 取 水 施 設 | 取水地点の住所 | | | |
| | 取水施設の種類及び規模 | | | |
| | 取水量 | 最大 | m ³ / 日 | |
| | 揚水用電動機及びポンプ | k w | 台 | |
| | その他 () | 最大揚水能力 | m ³ / 日 | |
| 浄 水 施 設 | 沈澱池 | m ³ × | 池 | |
| | ろ過池等 | 急速ろ過 | m ³ × 池 | |
| | | 緩速ろ過 | m ³ × 池 | |
| | | 膜ろ過 (膜種類) | (公称口径) | |
| | 紫外線処理装置 (処理水量) | m ³ / 日 | | |
| | 0.1 以下の濁度管理 自動濁度計の設置 | 可能 ・ 不可能 あり ・ なし | | |
| | 消毒設備 | 台 | | |
| その他浄水施設 | 種類 能力 | | | |
| 施設能力 | 最大 | m ³ / 日 | | |
| 配水池 (貯水槽) | m ³ × | 池 | (有効容量 m ²) | |
| 導水管 (取水施設→浄水施設) | 材質 | 口径 m | 長さ m | |
| 送水管 (浄水施設→配水施設) | 材質 | 口径 m | 長さ m | |
| 配水管 (配水施設→給水施設) | 材質 | 口径 m | 長さ m | |

上記のとおり施設を確認しました。

水道技術管理者 氏名

食生衛第 _____ 号
_____(元号) 年 月 日

専用水道設置届確認通知書

(専用水道の設置者) 様

食品・生活衛生課長 _____(課長の氏名) 印

下記の専用水道について、水道法（昭和32年法律第177号）第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認しました。

記

専用水道の所在地：

専用水道の名称：